

食品安全委員会（第684回会合）議事概要

日 時：平成30年2月13日（火） 14：00～15：14

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 1名、一般 0名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼ

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・ 「クロロタロニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「プロベナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「メトキシフェノジド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・ 「トコフェロール（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「アシベンゾラル-S-メチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、「アシベン

ゾラル-S-メチルの一日摂取許容量 (ADI) を0.077 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.5 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・ 農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「シペルメトリンの一日摂取許容量 (ADI) を0.022 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.04 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・ 動物用医薬品「モネパンテル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「モネパンテルの一日摂取許容量 (ADI) を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 (対象外物質)「亜鉛」に係る食品健康影響評価について

・ 飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「亜鉛は、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (農林水産省) に通知することとなった。

(5) その他

→事務局から報告。

英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について、評価書の一部誤記を報告し、修正が了承された。